

岩手県告示第292号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和6年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

令和6年5月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	繫字上野、除キ及び葎内沢の各一部
宮古市	横町、小沢一丁目、緑ヶ丘、五月町、川内第3地割から第5地割まで、夏屋第7地割、西町一丁目から四丁目まで、田の神一丁目及び二丁目、田老字鈴子沢並びに墓目第8地割
遠野市	土淵町栃内1地割、7地割及び9地割の各一部
釜石市	橋野町第23地割、第24地割及び第41地割から第43地割まで、大字平田第5地割及び第6地割並びに唐丹町字小白浜の各一部
奥州市	江刺米里字太田及び字神楽の各一部並びに梁川字中野
滝沢市	湯舟沢及び大石渡の各一部
金ヶ崎町	西根の一部
大槌町	金沢第1地割及び第2地割の各一部並びに大槌第6地割の一部及び第4地割
山田町	豊間根第1地割、第4地割、第5地割、第7地割及び第8地割の各一部並びに第6地割、荒川第1地割から第5地割まで及び第8地割から第10地割までの各一部並びに山田第19地割及び第20地割の各一部

2 調査期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで